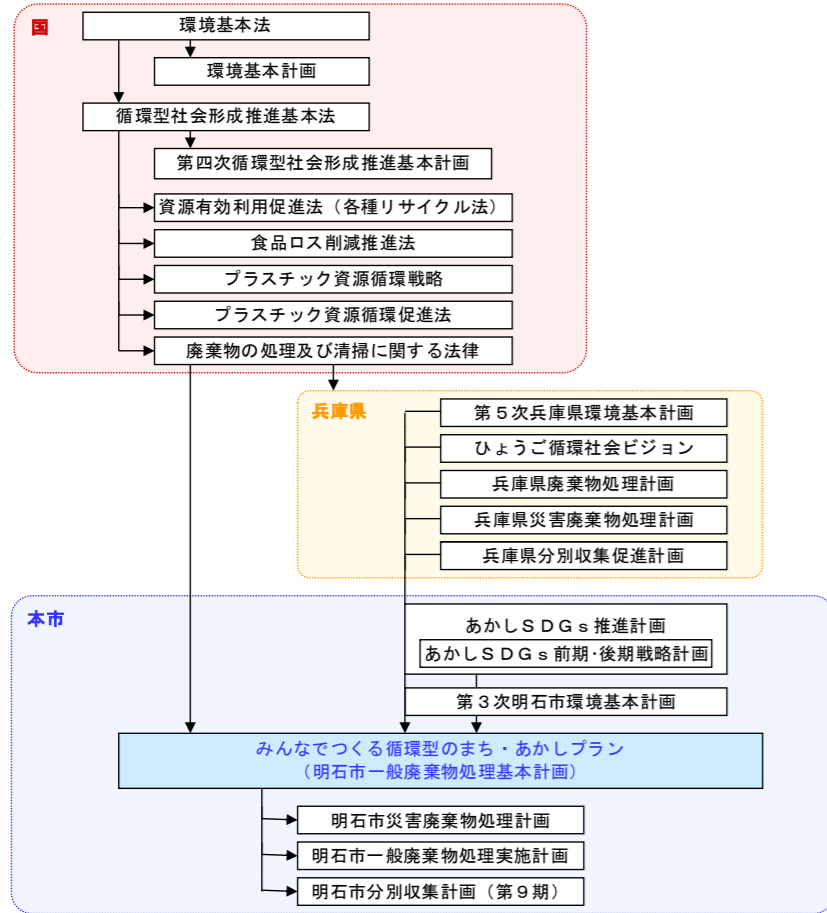


1 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定を受け策定するものですが、本市における本計画の上位計画である、「あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）」や「第3次明石市環境基本計画」とも関連しています。

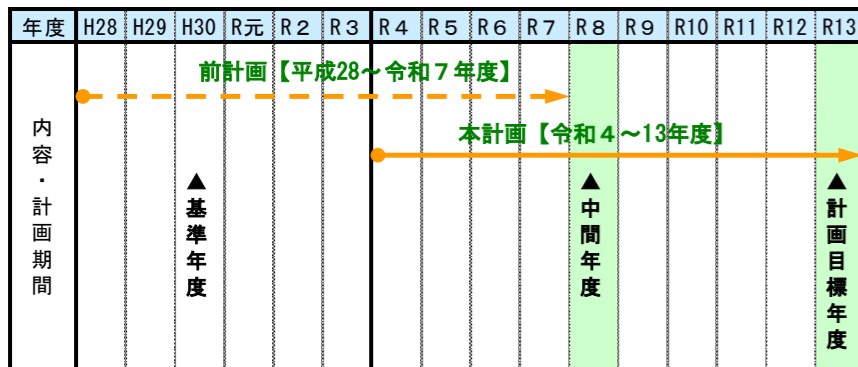
また、国の各種リサイクル関連法や減量化目標、県の「ひょうご循環社会ビジョン」や「兵庫県廃棄物処理計画」の推進方向にも整合性を果たせることとします。



図表1 計画の位置づけ

2 計画目標年度

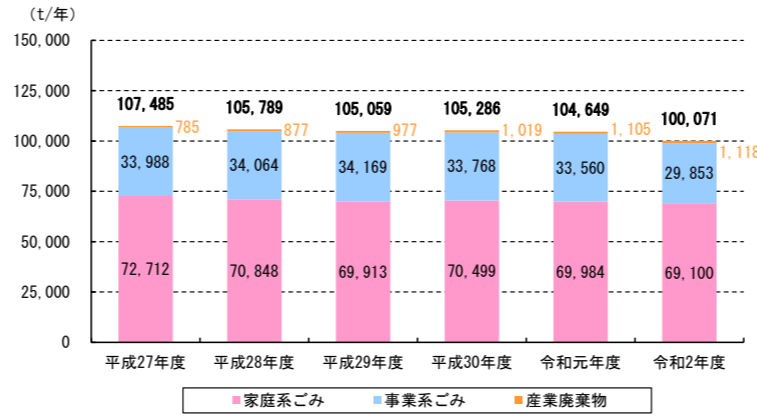
本計画は、令和13(2031)年度を目標年度とします。また、計画期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。



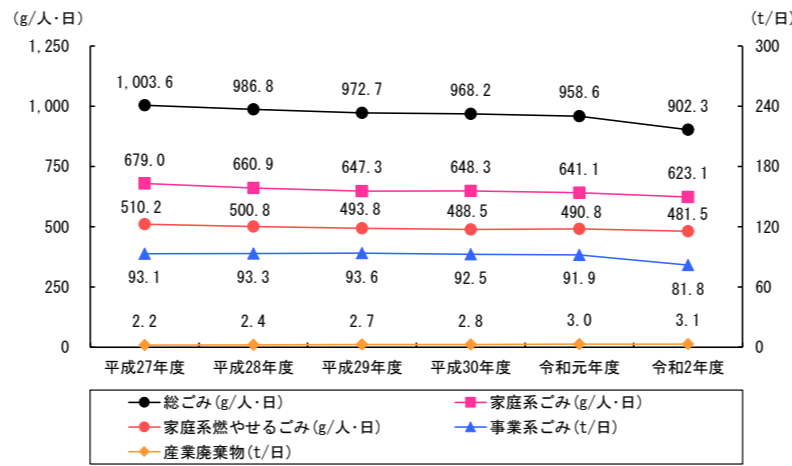
図表2 計画期間と目標年度

3 ごみ排出量の動向

ごみ排出量及び1人1日あたり排出量等について、排出別に見ると、家庭系ごみは減少傾向を、産業廃棄物は増加傾向をそれぞれ辿り、事業系ごみは増加傾向を示した後、減少に転じています。



図表3 ごみ排出量の実績

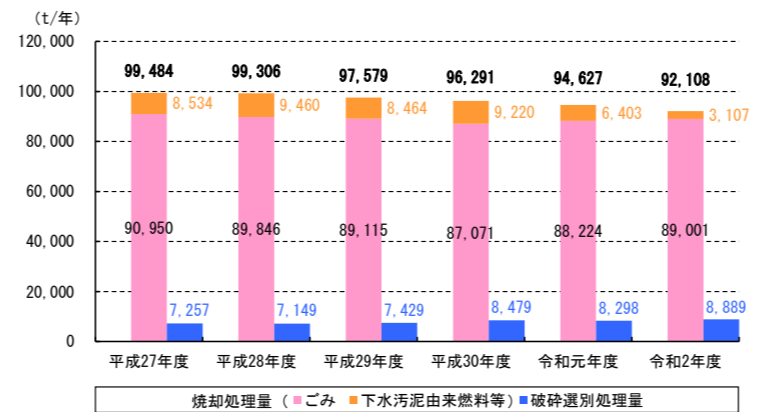


図表4 1人1日あたり排出量等の実績

4 ごみ処理の現状

1) 焼却処理量及び破碎選別処理量

焼却処理量については減少傾向を示しています。一方、破碎選別処理量については増加傾向を辿っています。



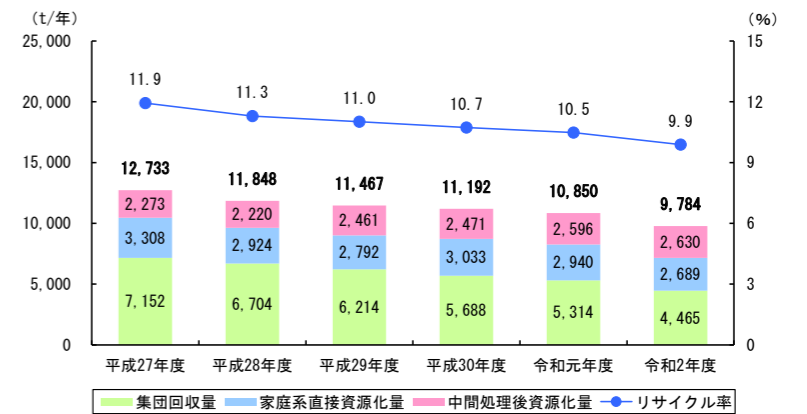
図表5 焼却処理量及び破碎選別処理量の実績

2) 資源化量

資源化物は、紙類・布類（新聞、雑誌・雑がみ、段ボール等）が約6割を占めています。

集団回収量は減少傾向ですが、中間処理後資源化量は増加傾向を辿っています。

また、リサイクル率は、低下傾向ですが、スマートフォン等の普及、新聞や雑誌等のペーパーレス化（電子化）が進んだことが主要因と考えられます。



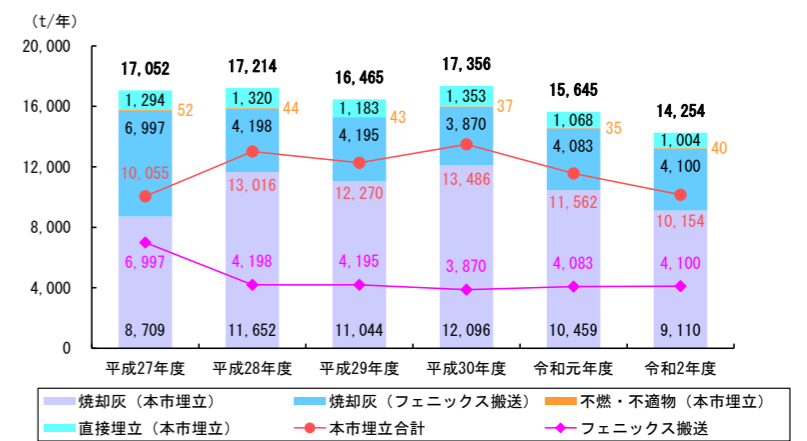
図表6 資源化量の実績

3) 最終処分量

最終処分量については、9割以上を焼却灰が占めており、全体の処分量としては、増減を繰り返しながら推移しています。

本市保有の最終処分場での最終処分量（本市埋立）は増加傾向を示した後、減少傾向を示しています。

また、フェニックス搬送分については、大阪湾広域臨海環境整備センターとの契約に基づいた最終処分を行っています。



図表7 最終処分場の実績

5 課題の整理

1) 排出抑制

本市の1人1日あたりごみ総排出量は、近隣市と比較すると多く、近年のごみ量の推移や社会状況を考慮すると、さらなるごみの排出抑制に関する取り組みが必要です。また、市民アンケート調査の結果からは、市の取り組み等の周知啓発の必要性が明らかとなっています。

以上を踏まえ、ごみの排出抑制を図るには、家庭系燃やせるごみの6割以上を占めている「ちゅう芥類」及び「紙類」の削減を進める必要があります。そのためには、家庭における生ごみや紙類の削減に向けた周知徹底等を、積極的に取り組んでいく必要があります。

2) 資源化

燃やせるごみの組成分析結果から、家庭系ごみ・事業系ごみともに資源化可能なものを20%程度含んでおり、市民アンケート調査では、紙類（新聞紙、段ボール、雑がみ）を燃やせるごみとして排出している割合が7～19%あることが確認できました。

燃やせるごみ等に排出される資源化可能物の混入防止や資源ごみや紙・布類の回収がより一層進むよう、市民意識の高揚や分別排出の徹底について、継続的な促進に取り組んでいく必要があります。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に向けプラスチック資源循環の取り組みを促進する必要があります。

3) 収集運搬

市民アンケート調査から、紙類（新聞、段ボール、雑誌、雑がみ）を燃やせるごみとして捨てている人が一定数確認されており、紙類（新聞紙、段ボール、雑がみ）の分別排出の徹底に向けた継続的な促進や排出機会増加の検討等について取り組んでいく必要があります。

また、市民アンケート調査では、「小型家電」「電池」「スプレー缶、カセットボンベ」等についても市での分別収集を要望する声があります。排出量の変化や社会動向を踏まえ、できる限り資源化を行うことを目指し、必要に応じて収集品目を見直す必要があります。

4) 中間処理

焼却施設、破碎選別施設ともに、平成11(1999)年に供用開始から22年目を迎え、経年劣化が進んでいることから、引き続き良好な生活環境を維持していくため、新ごみ処理施設整備に向け、最適な施設規模や処理方式等について検討を進めています。

5) 最終処分

市域が狭い本市では現在の最終処分場が最後の処分場となることが予想されるため、今後、一般廃棄物の更なる資源化や焼却灰の資源化など最終処分量の削減に向けた取り組みをより一層推進し、できるだけ現在の最終処分場を長期間利用する必要があります。

6) その他

ごみ処理経費については、今後もごみ処理の合理化や効率化を図りごみ処理経費の抑制に継続して取り組むことが重要です。

事業系ごみのごみ処理手数料については、処理原価及び近隣市との料金バランスを図ったごみ処理手数料の検討が必要です。

6 基本理念・基本方針と基本施策

1) 基本理念

環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし

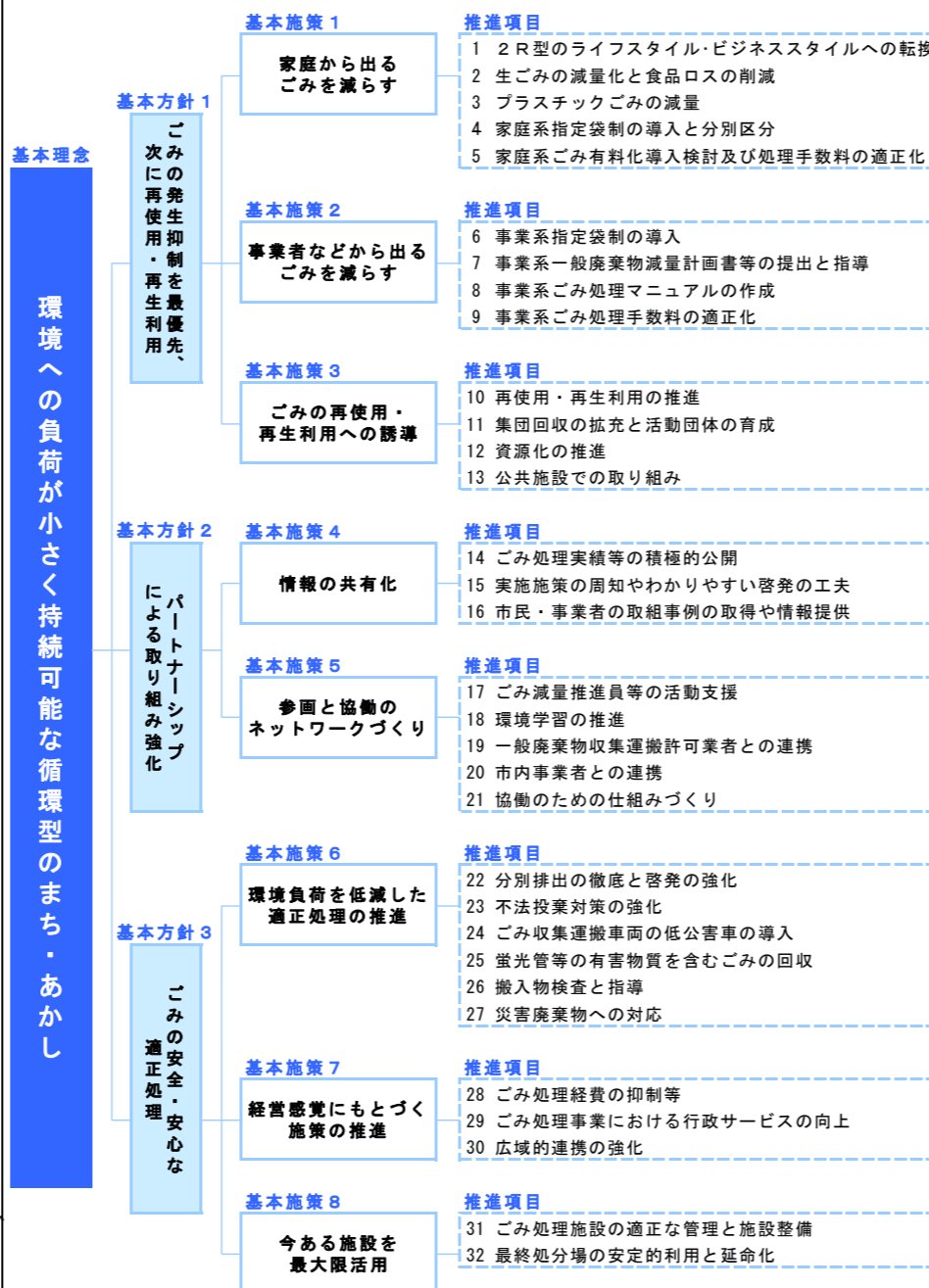
2) 基本方針

基本方針1 ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用

基本方針2 パートナーシップによる取り組みの強化

基本方針3 ごみの安全・安心な適正処理

3) 基本施策及び推進項目



図表8 施策の体系図

7 目標値（令和13年度）の設定

目標1 ごみ処理量の削減

市ごみ処理量を平成30(2018)年度の95,546t/年から81,000t/年に削減します。

目標値 81,000t/年 ⇒ 削減量 約14,600t/年

ごみ排出量（燃やせるごみ及び燃やせないごみ）を平成30(2018)年度の91,404t/年から77,000t/年に削減します。

目標値 77,000t/年 ⇒ 削減量 約14,500t/年

家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量を平成30(2018)年度の488g/人・日から411g/人・日に削減します。

目標値 411g/人・日 ⇒ 削減量 77g/人・日

事業系市ごみ処理量を平成30(2018)年度の33,768t/年から27,500t/年に削減します。

目標値 27,500t/年 ⇒ 削減量 約6,300t/年

目標2 最終処分量の削減

最終処分量を平成30(2018)年度の17,356t/年から13,500t/年に削減します。

目標値 13,500t/年 ⇒ 削減量 約3,900t/年

目標3 リサイクル率の維持

リサイクル率を平成30(2018)年度の10.7%から10.4%への減少にとどめます。

目標値 10.4% ⇒ 減少率 0.3ポイント

8 生活排水処理基本計画

1) 基本方針

下水道人口普及率を100%に近づけていくことを目標に、公共下水道の整備を進めます。し尿・浄化槽汚泥等については現在の収集運搬体制と下水道の終末処理施設での処理を維持していくとともに、浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導により「公共用水域の水質保全による安全で快適なうるおいのあるまち・あかし」を目指します。

2) 計画目標年度

本計画は、令和13(2031)年度を目標年度とし、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間を計画期間とします。

3) 処理の目標

本市では、下水道人口普及率を100%に近づけていくことを目指します。現状、生活排水の大半は公共下水道へ排出されていますが、下水道への接続が困難な世帯や工事現場の仮設トイレ等が残るため、当面は現在の収集運搬体制と下水道終末処理場での処理を継続します。

また、浄化槽管理者に対し、法定検査の受検や定期的な保守点検、清掃の啓発・指導等を行い、適切な維持管理を促します。下水道処理区域外の単独処理浄化槽については合併処理浄化槽への転換を勧め、生活排水の適切な処理を推進します。